

# 施行間近！フリーランス新法のすべて

～「フリーランス・トラブル 110 番」の相談弁護士が実情を踏まえた実務対応を解説～

会場ご参加の方には講師著『Q&A 越境ワークの法務・労務・税務ガイドブック』を差し上げます。

うがじんたかし 宇賀神国際法律事務所  
講師 宇賀神 崇 氏 弁護士(日本・ニューヨーク州) 元香港登録外国弁護士

日時 2024年5月20日(月) 午後1時30分～午後4時30分

■このセミナーは会場受講または Zoom 受講のいずれかを選択いただけます。(1週間動画配信あり)

■当日のご参加が難しいお客様には、後日動画を配信できます(2週間)。日程指定も可能です。

「フリーランス」という働き方が広がっています。内閣官房の調査では、フリーランスは約 462 万人も存在するといわれ、働く側は自由に働くことができ、発注する側も労務管理の負担がないとされるなど、双方にとってメリットがあります。しかし、従来フリーランスとの間には契約書を作らない例が多くなったことや、フリーランスが労働者なのか個人事業主なのかがあいまいで適用される法規制が不明確であるといった背景から、フリーランスにまつわるトラブルが増加しています。こうした背景から、2023 年 5 月に「フリーランス新法」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が成立しました。この法律は、フリーランスとの取引について、契約条件明示義務、契約解除時の 30 日前予告義務、ハラスメント対策・育児介護等への配慮義務等を課すほか、報酬減額や買いたたき等が明示的に禁止されるなど、実務上の影響が大きいといえます。同法の施行が 2024 年秋に迫っており、喫緊の対応が求められます。

そこで、本セミナーでは、フリーランスの無料弁護士相談窓口である「フリーランス・トラブル 110 番」(第二東京弁護士会、厚生労働省委託事業)で既に数百件もの相談に携わってきた講師が、フリーランス・トラブルの現状を踏まえ、トラブル予防のための契約書作成等の留意点など、フリーランス新法の実務対応を深いレベルで解き明かします。

## 第1部 「フリーランス新法」の概要

- 1 「フリーランス」の最新事情
- 2 「フリーランス新法」の概要と実務上のインパクト
- 3 下請法と同様の規制
  - ①契約条件明示義務 ②60 日・30 日以内の報酬支払義務 ③報酬減額、買いたたき等の禁止
- 4 労働者類似の保護
  - ①契約解除・不更新の 30 日前予告義務 ②ハラスメント防止措置義務
  - ③妊娠、出産、育児介護への配慮義務 ④募集情報の的確表示義務

## 第2部 フリーランス・トラブルの類型

- 1 報酬不払のケース
  - ①不払に正当な理由がないケース
    - a 契約書等がある場合
    - b 契約書等がない場合
    - c 成果物の質に問題がある場合
  - ②費用や損害賠償の天引、報酬が不当に低いケース
- 2 発注者からの契約解消
- 3 フリーランスからの契約解消
- 4 ハラスメント
- 5 著作権
- 6 専属義務・競業禁止義務 など

## 第3部 フリーランス新法対応の実務

- 1 フリーランスに発注する前に考えること
  - ①労働者と個人事業主の区別 ②フリーランスを活用すべき場合、活用すべきでない場合
- 2 フリーランスとの契約書、発注書
- 3 発注時の留意点
- 4 発注後の管理のありかた
- 5 契約終了時の対応

### 【講師紹介】

フリーランスのほか、副業・兼業、越境ワークなど、従来型の雇用にとらわれない「自由な働き方」の伝道者。2010 年東京大学法学院卒業、2012 年東京大学法科大学院修了、2014～2022 年森・濱田松本法律事務所、2016 年中国对外経済貿易大学高級ビジネス中国語課程修了、2019 年米国ジョージタウン大学 LLM 修了、2019 年香港の法律事務所 Gall Solicitors 執務。

「令和 5 年フリーランス新法の影響度と実務対応のポイント」(BUSINESS LAWYERS)、『フリーランスハンドブック』『労働事件ハンドブック改訂版』(いずれも労働開発研究会、共著)、『Q&A 越境ワークの法務・労務・税務ガイドブック』(日本法令、共著)、『副業・兼業の実務上の問題点と対応』(商事法務、共著)、『実務中国労働法』(経団連出版、共著)、『働き方改革時代の規程集』(労務行政、共著)、『香港国家安全維持法のインパクト』(日本評論社、共著)ほか著作多数。フリーランス、副業・兼業等の自由な働き方に関するセミナー多数。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会  
■後援 金融財務研究会  
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2024年5月20日(月)

13:30~16:30

会場

## 茅場町・グリンヒルビル 金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分(開場は開演の30分前です。)

【Zoom受講の場合】インターネットに繋がる

パソコンがあれば、どこでも受講できます。当日のご参加が難しいお客様には、録画した動画を後日配信することができます。



参加費

1名につき 35,100円 (消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき 30,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送いただいてのお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。) クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しませんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および金融財務研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いいたします。)

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

### 普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281

みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

-----  
切らずにこのままお送り下さい  
-----

FAX 03-5695-8005

施行間近！フリーランス新法のすべて

【会場またはZoom】 5/20

### ◆参加申込書◆

2024年 月 日

下記に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> Zoom受講 <input type="checkbox"/> 後日配信  弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない  講師へのメールアドレス開示に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない  クレジットカードをご利用の場合は 下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用 セミナーコード 1405 (Law-k241405)	会社名	TEL FAX	
	所在 地	〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	"	"	
	"	"	
	"	"	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。